

# 令和3（2021）年度県外医学部進学者等 UIJ ターン促進事業委託仕様書

## 1 事業(委託業務)名

令和3（2021）年度県外医学部進学者等 UIJ ターン促進事業

## 2 委託期間

契約締結の日から令和4（2022）年3月18日(金)まで

## 3 契約金額の上限

19,415,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 4 事業の背景及び目的

本県の医師偏在指標は全国32位で医師少数都道府県に属しており、医師確保は長年かつ喫緊の課題となっている。

栃木県ではこれまで栃木県医師確保計画<sup>1</sup>に基づき地域枠の設定等による県養成医師の確保・育成等を中心とした医師確保対策を進めてきたところであるが、今年度新たに県外医学部進学者等の UIJ ターンを促進するための取組みを推進すべく、とちぎ地域医療支援センターサテライト（以下「サテライト」という。）を設置することとした。

サテライトは、本県出身や本県に縁のある県外医学部進学者や県外で働く医師等を主な対象として、県内での研修や勤務等について相談できる窓口として相談対応を行うとともに、県内の医療機関や医師等に関する情報を積極的に発信する等、本県への UIJ ターンにつながる取組みを推進する機関であり、とちぎ地域医療支援センター<sup>2</sup>の機能の一翼を担うものである。

本事業はサテライトが行う業務の一部であり、これを委託により実施する。

## 5 業務内容

### (1) とちぎ地域医療支援センターサテライトの設置及び運営並びに相談業務の実施

- ・ 本県に縁を持つ者を中心として県外の医学部に進学した医学生や県外で勤務・研修する臨床研修医、専攻医及びその他の医師等（以下「県外医学部進学者等」という。本県に縁を持たない者を除外するものではない。）が県内医療機関における研修や勤務等について相談、質問することができる専用窓口を設置し、相談員による相談対応を行うこと。なお、相談員は必ずしも専任である必要はない。
- ・ 専用窓口は少なくとも2か所設置し、各窓口が管轄する地域については、事業者の提案を踏まえて栃木県との協議により決定するものとする。

<sup>1</sup> 栃木県医師確保計画（令和2年3月策定）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/kouhou/2020ishikakuhokeikaku-gairaiiryokeikaku2.html>

<sup>2</sup> 栃木県が設置し、医師の地域偏在の解消等を目的として、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を実施する機関。

- ・ 専用窓口には電話に加え、メールアドレスや WEB フォームでの連絡が可能な体制を整えること。相談の受付に際しては、登録フォームを設け、氏名、性別、勤務先又は所属先（医師の場合は卒後年数と研修医・専攻医・その他の区分、医学生の場合は学年を含む）、電話番号、メールアドレスの記入を必須とし、任意の記入項目として「栃木県との繋がり」（出身地や勤務経験などの記入を想定）に関する項目を設けること。このほか、UIJ ターンの促進に資すると考えられる項目について、提案・協議の上設けることを可能とする。
- ・ 収集した県外医学部進学者等の情報は、CSV 形式等汎用性のあるデータ形式で統合・整理し、栃木県に提出すること。
- ・ 相談業務は、相談の受付、電話や面談（WEB 面談を含む）等による勤務条件の聞き取り、県内医療機関の紹介、県の有する求人情報の提供等を基本とするが、相談者が希望する情報について可能な範囲で収集・提供するよう努めること。
- ・ 栃木県の無料職業紹介事業における求人情報の定期的な更新を行うとともに、相談者の要望に応じて事業者の有する県内医療機関の求人情報を可能な範囲で提供すること。

## (2) 県外医学部進学者等の動向調査及び研修・勤務等に関する意向調査の実施

- ・ 事業者の有する登録者情報を活用して、県外医学部進学者等の進学先及び勤務先を把握し、その動向を分析すること。
- ・ 特に医学部 3～6 年生及び卒後 1～10 年目の医師に対しては、栃木県内での研修・勤務に関する意向やその理由、研修・勤務先の選択に当たって重視することの他、県内への UIJ ターンの促進に資すると考えられる事項について調査を行うこと。
- ・ 事業者の有する登録者情報の活用のみで十分なデータを取得することが困難な場合には、栃木県と協議の上、適当な地域を選定して各医科大学の学生課等に働きかける等、調査を実施するために必要な措置を講じること。

## (3) 県外医学部進学者等向けの情報発信

### ① 県内医療機関特集ホームページの作成

県内の臨床研修病院及び専門研修病院を中心とした県内医療機関を特集したホームページを作成し、定期的に更新すること。ホームページの作成・掲載に当たっては、県外医学部進学者等の目につきやすく、また、県内医療機関に関心を寄せることにつながるよう工夫するとともに、ホームページ内に上述の専用窓口の情報を掲載すること。なお、掲載期間は委託期間までとする。

### ② 栃木県内の医療機関及び医師を特集した広報媒体の作成

栃木県内の臨床研修病院及び専門研修病院を中心とした医療機関及び当該医療機関の医師等を特集した広報媒体（パンフレット等）を作成することとし、栃木県内の 11 臨床研修病院については、最低 1 回以上は記事に取り上げること。広報媒体は、特集した医療機関の特徴や魅力を分かりやすく伝えるとともに、当該医療機関の医師のキャリアや働き方及び栃木県での生活の様子等にフォーカスする等して、県外医学部進学者等が UIJ ターンを具体的に検討し、選択することに資する内容とすること。企画、取材、撮影、記事作成及び記事掲載等に関し、必要と認める業務を行うこと。また、ホームページ又は SNS 等で情報発信することを想定し、作成に使用したデータ及び作成した広報媒体を電子媒体で栃木

県に提出すること。また、専用窓口の相談者に対しても当該パンフレットを提供すること。

### ③ SNS 等を用いた広報・プロモーション活動の実施

県内の医療機関や医師に関する情報（①及び②）を、県外医学部進学者等に対し効果的な方法で広報・プロモーション活動を実施すること。なお、SNS や動画ページの作成等も検討されるが、広報・プロモーション手法については、事前に栃木県に提案の上、協議すること。

### (4) 目標設定

- ・ 本事業の実施に当たり、5 (1)に記載のある相談業務について、相談件数の目標値を設定すること。なお、目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して、事業を継続すること。

## 6 その他業務実施に際しての留意事項

### (1) 総括責任者の配置

- ・ 受託者は、本事業の実施に当たり、類似業務に関する十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。
- ・ 総括責任者は企画提案時点で明らかとするものとし、原則として変更できない。

### (2) 業務及び結果等の管理

- ・ 事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、栃木県に提出すること。

### (3) 権利等

- ・ 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て栃木県に移転すること。
- ・ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・ 納品する成果品に関する著作権肖像権等の権利は栃木県に帰属するよう整理すること。
- ・ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・ 受託者は、栃木県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

### (4) その他

- ・ 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、栃木県と協議を重ねながら、適正に履行すること。本事業開始後 1 ヶ月は 1 週間に 1 回、2 ヶ月経過以降は 1 ヶ月に 1 回、原則として WEB 等によるミーティングを実施し、適宜事業の見直しについて提案を行うこと。
- ・ 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- ・ 事業実施のための個人情報の取扱いについては、別表「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 栃木県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・ 各業務に係る撮影、編集、制作・運用、調査、分析及び報告等の一切の経費（交通費、宿

泊・車両コーディネート費、各種データ費等)は、全て委託金額に含むこと。

- ・ 見積書及び請求書の作成に当たっては、「(1)とちぎ地域医療支援センターサテライトの設置及び運営並びに相談業務の実施」、「(2)県外医学部進学者等の動向調査及び研修・勤務等に関する意向調査の実施」、「(3)県外医学部進学者等向けの情報発信」及び「その他」を別立てで計上し、積算すること。
- ・ 本事業の再委託は原則として認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、栃木県が承諾した場合はこの限りでない。

## 7 成果品

### (1) 提出物

- ・ 実績報告書 (A 4判) 紙媒体 5 部及び DVD-ROM 2 枚
- ・ 県外医学部進学者等の登録情報を納めた DVD-ROM 2 枚
- ・ 県外医学部進学者等の動向調査及び研修・勤務等に関する意向調査の結果報告書 紙媒体 5 部及び DVD-ROM 2 枚

### (2) 提出場所

栃木県保健福祉部医療政策課 地域医療担当

### (3) 提出期限

令和 4 (2022) 年 3 月 25 日 (金)

## 8 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・ 実施工程表
- ・ 総括責任者通知書
- ・ その他栃木県が必要と認める書類

### (2) 事業完了後に速やかに提出するもの

- ・ 業務完了届
- ・ その他栃木県が業務確認に必要と認める書類

## 9 その他

- ・ 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは栃木県と受託者が協議の上、定めることとする。
- ・ 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）その他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規程等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (従事者の監督等)

第3 受注者は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (収集の制限)

第4 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第6 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (作業場所の特定等)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、発注者の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録

された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は発注者に引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 受注者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、発注者が受注者に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者(以下「再委託先」という。)に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、受注者は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、受注者は、受注者及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに発注者が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は受注者に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。